深人発第 66号 平成24年7月6日

深谷市同和対策事業審議会 会 長 國吉 眞弘 様

次の事項について、理由を添えて諮問します。

深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて

深谷市長 小島 進

(理 由)

平成 24 年 2 月 10 日、深谷市議会議員全員協議会に報告し定めた「深谷市における今後の同和対策事業について基本方針」により、別紙のとおり、深谷市人権施策推進指針の一部見直しを行う必要があるため、深谷市同和対策事業審議会条例第 1 条の規定に基づき貴会に諮問を行うものです。

別紙

## 深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて

- 1. 見直し箇所
  - 第3章人権施策の基本的方向性
    - 2 分野別施策の方向性
    - (5) 同和問題の施策の一部見直し
  - 第4章 推進体制
    - 2 国・県・近隣市町村、民間団体等との連携の一部見直し
- 2. 改訂期日 平成25年4月1日
- 3. 見直し内容(案)

《見直し前》

#### 《見直し後》

- 第3章人権施策の基本的方向性
  - 2 分野別施策の方向性
  - (5) 同和問題の施策

同和問題は、日本国憲法に保障された基本的人権に関わる問題です。昭和 40 年(1965 年)の同和対策審議会答申における同和問題の早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識の下、この問題の解決に向けて、環境改善事業、個人施策事業や教育・啓発事業に取り組むとともに、学識経験者や運動団体の代表で組織する同和対策事業審議

- 第3章人権施策の基本的方向性
  - 2 分野別施策の方向性
  - (5) 同和問題の施策

同和問題は、日本国憲法に保障された基本的人権に関わる問題です。昭和 40 年 (1965 年) の同和対策審議会答申における同和問題の早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識の下、この問題の解決に向けて、環境改善事業、個人施策事業や教育・啓発事業に取り組むとともに、学識経験者や運動団体の代表で組織する同和対策事業審議

会や運動団体との意見交換の場を 設置し、同和問題の解決に努めて きました。

こうした取り組みにより、同和 問題に対する偏見や差別意識は解 消されつつありますが、最近の人 権・同和問題に関する意識調査の 結果からも、完全に払拭された状 況には至っていません。

今後とも、市民一人ひとりの人 権意識を高め、同和問題に対する 正しい理解と認識を深め、差別を 許さない心を育む教育・啓発事業 などに取り組みます。

## 【主要施策の方向性】

② 人権・同和教育及び啓発の推進 同和問題に対する正しい理解と 認識を深め、偏見や差別をなくす ための人権・同和教育及び啓発を 推進します。

③ <u>人権相談体制の充実</u> <u>人権を擁護するため、人権相談</u> 体制の充実を図ります。 会や運動団体との意見交換の場を 設置し、同和問題の解決に努めて きました。

その結果、それぞれの分野において相当な成果をあげてきました。 特に住環境の分野においては、一般地区との格差は、ほぼ解消されました。

また、市民の同和問題に関する理解と認識は深まり、人権意識の高 揚も進んできています。

今後は、市民の自主性を尊重し、 また、地域社会が様々な人権問題 に対して、誤った認識や偏見によ る差別的な言動を受け入れない環 境をつくりだしていくことを目指 します。

# 【主要施策】

② 人権教育及び啓発の推進 本市におけるこれまでの同和問題に関する教育・啓発活動の成果等を踏まえ、同和問題を人権課題の一つとして捉え、その解決に向けて、お互いの人権を尊重し、人権教育及び啓発の事業を推進します。

③ 人権相談・支援体制の充実 様々な人権侵害を早期に解決す るために、解決のための助言や一 時的な保護を行うなど、相談・支 援・救済体制の充実を図ります。

### 第4章 推進体制

2 <u>国・県・近隣市町村、民間団体</u> 等との連携

人権施策の推進に当たっては、 国、県並びに近隣市町村等の行政 機関及び民間団体等との緊密な連 携を図り、相互の協力体制を強化 した幅広い取り組みが必要です。

このため、法務省(さいたま地 方法務局)や埼玉県人権擁護委員 連合会とともに設立した「埼玉県 人権啓発活動ネットワーク協議 会」をはじめ、人権に係わる機関 と連携・協力して人権に関する取 り組みを推進するとともに、市民、 NPO、企業などとの連携を図りま す。

### 第4章 推進体制

2 <u>国・県・近隣市町、民間団体、</u> 企業等との連携

人権教育・啓発の推進について は、国・県・近隣市町の行政機関 をはじめ、民間団体、企業等がそ れぞれの立場で自主的に取り組ん でいます。

このため、市では人権政策の実施に当たっては、これらの機関等と必要に応じて連携を保ちながら、団体等の取り組みや意見にも配慮する必要があります。

また、法務省(さいたま地方法務局熊谷支局・秩父支局)や熊谷人権擁護委員協議会、秩父人権擁護委員協議会などで構成した「熊谷・秩父人権啓発活動ネットワーク協議会」や市内の人権教育に係わる機関、団体及び企業並びに学識経験者をもって組織する深谷市人権教育推進協議会と連携・協力を図ります。